

公益財団法人青森県体育協会
青森県優秀スポーツ指導者賞授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、スポーツ指導者として、全国大会等において、その年の優秀な成績を収めた選手の育成にあたり、青森県の競技力水準向上に貢献した者に対し、その功績を讃え青森県優秀スポーツ指導者賞（以下「優秀賞」という。）を授与することについて必要な事項を定めるものとする。

(優秀賞の授与)

第2条 授与は、全国大会等において、その年の優秀な成績を収め、他の模範となる選手を育成した指導者に対して公益財団法人青森県体育協会会長（以下「会長」という。）が行う。

(授与の基準)

第3条 優秀賞の授与は、青森県スポーツ賞、青森県特別優秀選手賞、若しくは、それに相当する成績を納めた青森県に居住する選手又は県外の大学に在学する青森県出身者で青森県代表として出場した選手の指導育成に貢献のあった県内在住の監督、コーチ等の指導者に対し行う。

(推薦の方法)

第4条 各加盟競技団体は、第3条に該当するものがあるときは、推薦書（別記様式）により会長に推薦するものとする。

(被授与者の決定)

第5条 会長は、各加盟競技団体から推薦された者について、青森県体育協会総務委員会（以下「総務委員会」という。）の意見を聞き被授与者を決定する。

(授与の方法)

第6条 授与は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(授与の時期)

第7条 授与は、毎年1月に行うものとする。

(優秀賞の取消)

第8条 優秀賞受賞者に、受賞者として相応しくない行為があった場合、会長は総務委員会の意見を聞き授与を取消、受賞者名簿から抹消することがある。

(施行事項)

第9条 この規程に定められたものの他、優秀賞の授与についての必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成2年11月7日より施行する。

附則

この規程は、公益財団法人青森県体育協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月20日から施行し、平成27年1月1日から適用する。